



令和3年3月1日施行の 会社法改正のご紹介

弁護士 藤川 和之 (監修:弁護士 永井 和之)

1 今回の会社法改正の経緯

皆様、既にご承知のように、令和元年12月4日、会社法の 一部を改正する法律(令和元年法律第70号)が成立し、会社 法が改正されました。そして、この令和元年に改正された会社 法が、本年(令和3年)3月1日に施行されております(※1)。

会社法は平成17年の制定後、度々、改正されております が、この間、新聞紙上をにぎわすような会社の不祥事(例え ば、筆者が第三者委員会メンバーとして関与したオリンパス 事件等、役員による背任事件)が起きるたびに、いわゆる社 外取締役の設置の義務付け等により、コーポレート・ガバナ ンス(企業統治)の強化を図るべき、といった様々な議論が なされてまいりました。

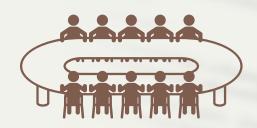
今回の改正は、これらの議論等を踏まえたものと言えます。

2 主要な改正点その1 ~株主総会に関する規律の見直し~

- 1) 株主に対して早期に株主総会資料を提供し、株主に よる議案等の検討期間を十分に確保するため、株主総 会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載 し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通 知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供 することができる制度を創設しております。
- 2) 株主提案権の濫用的な行使を制限するため、株主が 同一の株主総会において提案することができる議案の 数を制限できるようになりました(これは、原子力発電所 の事故を受け、某電力会社の株主総会が長時間化した ことを受けての「改正 |とも言われております)。

3 主要な改正点その2 ~取締役等に関する規律の見直し~

- 1) 我が国の株式市場が全体として信頼される環境を整 備するため、上場会社等は社外取締役を置くことが義 務付けられることになりました。
- 2) 取締役の報酬等を決定する手続等の透明性を向上さ せ、また、株式会社が業績等に連動した報酬等をより適 切かつ円滑に取締役に付与することができるようにする



ため、上場会社等の取締役会は、取締役の個人別の報 酬等に関する決定方針を定めなければならないとする一 方、上場会社が取締役の報酬等として株式の発行等を する場合に、金銭の払込みを要しないこととできる(いわ ゆる0円ストックオプション)などの規定が設けられました。

3) 役員等がその職務の執行に関して責任追及を受ける などして生じた費用等を株式会社が補償することを約す る補償契約や、役員等のために締結される保険契約に 関する規定がこれまでなかったところ、役員等にインセン ティブを付与するとともに、役員等の職務の執行の適正 さを確保するため、その手続等に関する条文が新たに設 けられました。

4 主要な改正点その3 ~その他~

- 1) 社債の管理を自ら行う社債権者の負担を軽減するた め、会社から委託を受けた第三者が、社債権者による社 債の管理の補助を行う制度(社債管理補助者制度)が 創設されました。
- 2) 企業買収に関する手続の合理化を図るため、株式会 社が他の株式会社を子会社化するに当たって、自社の 株式を当該他の株式会社の株主に交付することができ る制度が創設されました。

5 最後に

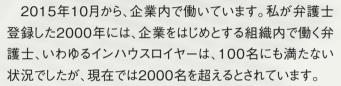
今回の会社法の改正は、会社をめぐる社会経済情勢の 変化に鑑み、主に、株主総会の運営及び取締役の職務執 行の一層の適正化等を図るものです。これにより、日本企 業のコーポレート・ガバナンスが更に向上し、日本企業の競 争力や日本企業に対する内外の投資家からの信頼がより 高まることが期待されております。

- (※1)株主総会資料の電子提供制度の創設及び会社の支 店の所在地における登記の廃止については、令和4年 中の施行が予定されております。
- (※2)法改正の内容等の記載は法務省作成の資料を参照 しております。



組織内弁護士(インハウスロイヤー) という働き方

弁護士 的場 美友紀 (的場法律事務所)



企業内弁護士として働くことの魅力は、現場とともに、また、案件の最初から最後までかかわって仕事ができることにあると思います。法律事務所で案件に関わる際には、途中から関与することが多くなりがちですが、「もっと早い段階で、より現場に近いところで仕事をしてみたい」、そのような思いも、私が企業内弁護士として働くことを決めた理由の一つとなりました。

企業内における法務部門と一口に言っても、各企業の 規模や扱う事業内容等によって、求められる役割や位置づ け、扱う業務範囲も様々ですが、いまは、法務部門に対し て、戦略法務的な機能を担うことや、国内法務にとどまらず グローバル全体の法務機能を担うことを求められている企 業が多いのではないかと思います。私自身は、契約書の審 査のほか、主に、リスクマネジメントやコンプライアンス推進 に関する業務を担当してきました。現在働いている会社で は、知的財産関連の業務も担当しています。

ただ、企業にもよりますが、いまでも「法務」というと「契約書のチェックをする部門」「法律に関係することや問題が



あった時に相談する部門」というイメージもまだまだあるよう に感じています。また、いまだに、「法務部門に相談すると事 業にストップをかけられる。スピードが遅くなる。 というイメー ジも残っているように思います。これらのイメージを払しょくし て、法務部門に積極的に相談をしてもらうようにするために も、各案件におけるリスクは踏まえつつも、リスクを回避する にはどうしたらよいのかという対案を示すことを心がけていま す。さらには、リスクをとることで事業を推進することにつなが る提案をできるような業務のあり方を目指していきたいとも 考えています。その根底には、法務部門は1つのサービス部 門であって、各事業や事業部門が進めようとしている事業 等を法的な視点を踏まえてサポートすることで、会社の発展 につなげていく役割であるべきだという思いがあります。その ためにも、このような事業の内容をよく理解することが必要 だと考えていますので、機会をとらえて、事業部門のメンバー と意見をかわしたり、現地にも足を運ぶようにしています。法 律事務所で業務を行っていたときから変わらない考えです が、やはり、「現場を見て初めてわかる、気づく」ことは多く、 欠かすことができないと改めて思います。

最後に、インハウスロイヤーとしてはもちろん、一弁護士として、厳しいけれど頼りになる、信頼される法務関連業務の 提供を実現できるように目指していきたいと思っています。